

判例第68/2023/AL号¹

海外定住ベトナム人である相続人の現物で遺産を受取る権利について

2023年8月18日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、2023年10月1日付最高人民裁判所長官の決定第364/QĐ-CA号に従って公表された。

判例の源

2019年3月18日付最高人民裁判所裁判官評議会による「遺産分割、扶養・世話、土地・住宅の保存・保管という労力、土地・住宅の受け取る求めに関する紛争」の民事事件（原告グエン・トゥイ・Hと被告リー・ラン・H1との間であり、関連する権利義務のある者には6名を含む）に関する監督審決定第06/2019/DS-GĐT号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」部分の第5段落

判例の内容の概要

- 判例の事実

住宅所有権及び土地使用权である遺産を残した人は2013年土地法と2014年住宅法の発効日の前に亡くなった。財産相続の分割に関する紛争は裁判所による2013年土地法と2014年住宅法の発効時点で解決される。

- 法的解決策

この場合、裁判所は、2013年土地法と2014年住宅法を適用し、解決する。

海外在住ベトナム人である相続人がいる場合、2014年住宅法に基づく住宅を受け取る条件を満たし、遺産が現物で分割できるのであれば、相続人は住宅を現物で受け取る。

判例に関連する法令の規定

- 2013年土地法第169条1項d号、第186条
- 2014年住宅法第8条1項、第2項b号

判例のキーワード

¹ この判例は、ホーチミン法科大学教授・博士のドー・ヴァン・ダイ氏によって提案された。

「海外定住ベトナム人」；「住宅を受け取る条件」；「適用法」

判例の内容

I. 遺産分割請求事件：

原告人グエン・トゥイ・Hは2009年8月24日及び2009年9月24日付訴状及び訴訟過程において次のとおり述べた。

リー・ビン・Kとグエン・ティ・Bは同棲しており、グエン・トゥイ・Hである共通の子が一人いる。1950年、KとBは同棲を解消した。その後、Kはグエン・ゴック・H2と結婚し、リー・ラン・H1である共通の子がいる。

ホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地住宅は、もともとKとH2の所有権に属する。1978年にKが死亡し、2000年にBが死亡する及び2009年にH2が死亡した。K、B、H2は遺言を残さずに死亡した。

実際に、1981年6月26日付けの控訴審民事判決第6/DS-PTにおいて、ホーチミン市高級人民裁判所の控訴審裁判所は、K、H2の共有財産がホーチミン市P区M坊G通り（現在がN通りである）151B番の住宅であると特定した。同時に、H2は、上記の住宅（土地付着財産）と住宅内の生活資材の一部を含むすべての現物を分割された。そして、H2は住宅の所有権の全部を取得するために、相続人に金銭を返還しなければならない。判決書においてK、H2の共有財産である土地の証明書²第1947号に基づく面積500平方メートル居住地（土地の上でG通り151B番の住宅がある）と、土地の証明書第1948号に基づく面積440平方メートル居住地の使用権をまだ分割していない。したがって、上記土地は依然としてKとH2の共有財産である。

1970年付の土地の証明書第1947号及び第1948号は、もはや現在の土地面積を正確に反映していない。そのため、HとH1氏は、特定するために、裁判所が2011年03月11日付で所掌機関に作成を請求しており、P区人民委員会によるチェックされた151B番の住宅の現状図面書を根拠として使用することに同意した。今、Hは法定相続に基づいて分割するよう請求している。具体的に、土地(幅7メートル、N通り151Bの路地に隣接、長さ17.14メートル、N通り151Cのチャン・コック・H3の住宅の土地境界に隣接)を分割して120平方メートルの土地を現物で受け取ることを要求している。

被告人リー・ラン・H1は、フィン・ティ・キム・Lに代理人として委任して、次のとお

² [和訳者注] 旧制度の権限のある機関が土地使用者に交付した土地使用権に関する書類

り述べた。

リー・ラン・H1は、リー・ビン・K、グエン・ティ・Bとグエン・ゴック・H2の身分関係及びホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地住宅の源に関するHの上記の述べたことに同意した。K、Hは遺言を残さずに死亡した。そのため、フィン・ティ・キム・Lはリー・ラン・H1を代表して、土地（幅7メートル、N通り151Bの路地に隣接、長さ17.14メートル、N通り151Cのチャン・コック・H3の住宅の土地境界に隣接）を分割して、120平方メートルの土地を現物で受け取るグエン・トゥイ・Hの要求に同意した。

II. 扶養・世話の労力；土地住宅の管理・保存に関する費用を請求する事件

2010年01月29日付グエン・クアン・Dの申立書及び訴訟過程において、任意代理者であるチャン・ティ・トゥ・H4は以下の通りに述べた。

土地の証明書第1947号に基づいて、ホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地住宅の源はKとH2の所有権に属する。面積500平方メートルであり、土地の証明書第1948号にある面積440平方メートルである土地に隣接する。上記の2つの土地の証明書はKとH2が使用者であり、1970年から使用し続けていた。

H2はグエン・クアン・Dの実の叔母である。Dは1971年から、K及びH2と一緒に上記の住宅に住んでいた。H2にはリー・ラン・H1という子供が1人いる（合法的な出生証明書がある）。Kの死後、H1は1978年に米国へ不法出国した。

H2は住宅に一人で住んでおり、病気がちで、土地住宅を保管することが難しい。したがって、また重篤な病気を防ぐために、H2は、財産保管のため、Dに戸籍を移して同居するよう依頼した。Dは、1985年2月12日に正式にH2世帯に戸籍を移した。H2の要請に従って、1984年にDはP区B坊K通り524/27番所在の住宅を売却した。そして、N通り151Bの住宅に移転して住んでおり、H2が亡くなるまで（2009年3月）、H2の扶養と世話をを行った。

1998年、H2は家族と寄り集まるために米国に入国した。出国する前に、1998年1月3日付ホーチミン市S公証人事務所で締結された委任契約を通じて、H2はDに上記の土地住宅を管理・使用・保管するよう委任した。

2006年末、H2はベトナムに戻り、P区M坊N通り151B番所在の住宅に2年間暫定的に居住した。その後、H2はベトナムに暮らしたいため、DはH2がD世帯に入るために、保証手続を行った。H2は高齢で体が弱く、病気も多かったため、Dは一人でH2の世話をし、扶養し、診

察や治療に連れて行った。2009年3月21日にH2が亡くなり、Dが2,600万 VND をかけてH2の葬儀と火葬をすべて一人で引き受けなければならなかった。

2009年6月に、Dは、P区M坊人民委員会において、2009年4月20日付ホーチミン市K公証人事務所の書面第324/CC7号が公示されていると偶然に発見した。この書面は「遺産の受け取りを請求しているのは、H2とKの子であるH1である」との記載のある遺産受取に関する記録書がある。遺産の受取の請求に関して、H2はDに何も話していなかった。

現在、Dはリー・ラン・H1に対して、H2の扶養、世話、葬儀の労力の費用、及び30年近くにわたる土地住宅の管理・保管への費用を計算として180平方メートルの土地を分割するよう請求している。さらに、H1は米国に居住しており、米国国籍を有しており、ベトナムに暮らす及び勤務していない。そのため、Dはすべての遺物を受け取り、その遺物の価値をH1に支払う希望を有している。

2014年07月29日付被告リー・ランH1による反論書及び訴訟過程において、任意代理人であるチャン・ゴック・キム・Cは以下の通りに述べた。

リー・ラン・H1は、家族関係及びホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の住宅に関して原告が上記に述べたことに対して同意した。

2009年にH2が亡くなった後、H1は、2009年6月16日付ホーチミン市K公証役場による認証された遺産受取に関する記録書第10475号に従って遺産受取に関する記録手続を実施した。そして、2009年06月22日付P区税務局による土地使用権による所有税を納付する通知第1543号に基づいて所有税を納付した。遺産受取に関する記録手続を実施することはDも知っているが、それにつき意見がなかった。同時に、遺産受取に関する記録書はP区M坊人民委員会に公示されたが、上記の住宅に関する紛争・不服申立書も受けなかった。

H2の葬儀費用について：H1はDに1千万VNDを支払った。その他の金額については、H1はDに支払う義務を負わない。また、Dは、その土地住宅を使用する過程において、1985年から現在までカフェ店を運営して利益を得ている。

そのため、Dの財産保管やH2の世話、扶養の労力、H2が死んだ際の埋葬にかかる金額を計算として180平方メートルの土地を分割するよう請求に同意しない。同時に、グエン・クアン・Dとその家族に対し、裁判所の判決、決定の効果がある時点で、上記の土地住宅をリー・ランH1に返還するよう要請する。

関係する権利、義務を有する者は、グエン・ティ・フォン・L1、グエン・クアン・D1、フイン・ティ・ビク・Nである。彼らは上記のグエン・クアン・Dの述べたことに同意した。

2013年03月29日付ホーチミン市人民裁判所による事件の併合決定第345/2013/QĐST-DS号に基づき、2010年03月23日付ホーチミン市人民裁判所による受理された原告グエン・クアン・Dと被告リー・ラン・H1との間の「扶養・世話という労力の要求」に関する第一審民事事件第111/2010/TLST-ST号を2013年01月07日付ホーチミン市人民裁判所による受理された原告グエン・トゥイ・Hと被告リー・ラン・H1との間の「相続の紛争」に関する第一審民事事件第16/2013/TLST-DS号に合併すると決定した。

2015年5月05日付第一審民事判決第409/2015/DS-ST号において、ホーチミン市人民裁判所は以下のように決定した。

原告グエン・トゥイ・Hの提訴の要請を受け入れる。

1/グエン・トゥイ・Hとリー・ラン・H1（フイン・ティ・キム・Lが任意代理者である）との間の合意を以下のように認める。

1.1/ リー・ビン・K及びグエン・ゴック・H2の相続遺産はホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地（面積698,14平方メートルである）の所有権であると特定する。

1.2/ リー・ビン・Kの第一相続順位はグエン・ゴック・H2、グエン・トゥイ・H、リー・ラン・H1を含む。

1.3/ グエン・トゥイ・Hは面積120平方メートルの土地を分割され、現物で受け取る。2011年03月11日付Q測量・地図作成・設計・施工・ビジネスサービス有限責任会社による作成され、2011年4月14日付けP区人民委員会による確認された現状図面に基づいて、この土地は、幅7メートルであり、P区、M坊、N通り、路地151Bに位置する。

1.4/ グエン・トゥイ・Hは、法律規定に基づいて、土地を分離し、上記の土地使用権証明書を交付されるための手続を行うために、管轄権を有する機関に連絡する権利を有する。

2/グエン・クアン・Dの提訴の要請を受け入れる。

2.1/グエン・クアン・DがH2の世話、扶養、埋葬に尽力し、ホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地住宅の保管・管理したと特定した。

2.2/グエン・クアン・Dは、面積120平方メートルの土地を分割され、現物で受け取る。

2011年03月11日付Q測量・地図作成・設計・施工・ビジネスサービス有限責任会社による作成され、2011年4月14日付けP区人民委員会による確認された現状図面に基づいて、この土地は、Lの形で、外から見ると、左側はグエン・トゥイ・Hに分割された土地に隣接し、右側はホーチミン市P区M坊N通り151B番の住宅に隣接する。これはH2の扶養、世話、葬儀、及びホーチミン市P区M坊N通り151B番の土地住宅の管理・保管に関するDの労力である。

2.3/グエン・クアン・Dは、H1が土地権利証明書を交付される対象に該当しないため、リー・ラン・H1の相続分をすべて現物で受け取った。2011年03月11日付Q測量・地図作成・設計・施工・ビジネスサービス有限責任会社による作成され、2011年4月14日付けP区人民委員会による確認された現状図面に基づいて、リー・ラン H1の相続分には、土地面積 458.14 平方メートルと建築部分（HとDに分割した後の土地の残地）が含まれる。

2.4/グエン・クアン・Dは、判決書の発行日から6か月以内に、H1の相続分であるホーチミン市P区M坊N通り151B番の土地住宅の土地権利価格及び住宅建設の価格についての金額をリー・ラン・H1に支払わなければならない。合計金額は、23.476.516.675VNĐである。

さらに、第一審裁判所は、訴訟費用と上訴権についても決定した。

2015年5月13日、被告の代理人であるチャン・ゴック・キム・Cは、上訴し、Dに120平方メートルの土地を分割することに同意せず、H1に相続分に相当するすべての現物を引き渡すことを求めた。

2015年5月15日、Dの代理人であるチャン・ティ・トゥ・H4は、上訴して、紛争中の土地住宅の財産を再評価するよう請求した。

2015年05月20日、ホーチミン市人民検察院長官は、控訴審の手續に基づいて上記の控訴審民事判決について異議申立てをした。理由としては、第一審民事判決において、裁判所は、Dが、H1の相続分（KとH2から継承された）に相当するすべての現物を受け取り、H1に価格を返還すると宣言したのは誤りである。さらに、Dが判決書の発行日から6か月以内に、H1の相続分を計算として23,476,516,675VNĐの金額を支払わなければならないと宣言した部分も誤りである。

2016年4月21日付の第2審民事裁判所第71/2016/DS-PT号において、ホーチミン市高等人民裁判所は次のような判決を下した。

ホーチミン市人民検察院長官の異議申立ての一部を受け入れる；グエン・クアン・D（チ

ヤン・ティ・トゥ・H4が代理人である）の上訴（再評価について）を受け入れる；リー・ラン・H1の上訴を受け入れず；第一審判決を修正する。

1/リー・ビン・Kの第一相続順位はグエン・ゴック・H2、グエン・トゥイ・H、リー・ラン・H1を含むと特定する。

2/リー・ビン・K及びグエン・ゴック・H2の相続遺産はホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地（面積698,33平方メートルである）の所有権であると特定する。特に、グエン・ゴック・H2はホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の住宅の価値部分を遺した。

3/グエン・クアン・DがH2の世話、扶養、埋葬に尽力した労力し、ホーチミン市P区M坊N通り151B番所在の土地住宅の保管・管理したと特定した。

以下のように宣言する：

1/原告グエン・トゥイ・Hの提訴の要請を受け入れる。

グエン・トゥイ・Hとリー・ラン・H1（フィン・ティ・キム・Lが任意代理者である）との間の合意を以下のように認める：グエン・トゥイ・Hは面積120平方メートルの土地を分割され、現物で受け取る。C有限責任会社による作成され、2015年12月17日にP坊人民委員会による確認された現状図面に基づいて、この土地は、幅7メートルであり、P区、M坊N通り、路地151Bに位置される。長さ17.14メートルであり、ホーチミン市、P区、M坊、N通り151Cのチャン・コック・H3の住宅の土地境界に隣接する。

グエン・トゥイ・Hは、土地を分離し、上記の土地使用权証明書を交付されるための手続を行うために、管轄権を有する機関に連絡する権利を有する。

2/グエン・クアン・Dの提訴の要請を受け入れる。

グエン・クアン・Dは、面積120平方メートルの土地を分割され、現物で受け取る。C有限責任会社による作成され、2015年12月17日にP地区人民委員会による確認された現状図面に基づいて、この土地は、Lの形で、外から見ると、左側はグエン・トゥイ・Hに分割された土地に隣接し、右側はホーチミン市P区M坊N通り151B番の住宅に隣接する（前部の幅7メートルであり、P区、M坊、N通り、路地151Bに位置される；後部の幅が9.85メートルがある；1つの辺の長さが24,365メートルであり、P区、M坊、N通り151Bの住宅に隣接する；残りの辺の長さが左側から見ると7.225メートルである）。これはH2の扶養、世話、葬儀、及びホーチミン市P区M坊N通り151B番の土地住宅の管理・保管に関するDの労力である。

3/グエン・クアン・Dは、リー・ラン・H1の相続分をすべて現物で受け取った。C有限責任会社による作成され、2015年12月17日にP地区人民委員会による確認された現状図面に基づいて、リー・ラン H1の相続分には、土地面積 458.33平方メートルと建築部分を含む。グエン・クアン・Dは、H1の相続分であるホーチミン市P区M坊N通り151B番の土地住宅の土地使用権価格及び住宅建設の価格についての金額をリー・ラン・H1に支払わなければならない。合計金額は、15.822.085.210VNDである。

また、控訴審裁判所は訴訟費用についても決定する。

控訴審終了後、リー・ラン H1は、上記の控訴審民事判決を監督審の手続きに基づいて再審理する申し立てがあった。

2018年10月18日付けの決定第06/QĐKNGĐT- VKS-DS号において、最高人民検察院長官は、2016年04月21日付ホーチミン市高級人民裁判所による控訴審民事判決第71/2016/DS-PT号について異議申し立てをした。最高人民裁判所裁判官評議会に対して、扶養・世話、土地・住宅の保管という労力の分割に関する上記の控訴審民事判決のと2015年05月05日付ホーチミン市人民裁判所による第一審民事判決第409/2015/DS-ST号のを破棄し、法律の規定に従い、第一審の手続きに従って再審理のために事件記録をホーチミン市人民裁判所に送付することを請求した。

監督審審理において、最高人民検察院の代表者は、訴訟に関する異議申し立てを取下げ、最高人民裁判所裁判官評議会に対して最高人民検察院長官による異議決定を受け入れるよう請求した。

裁判所の認定

[1] 裁判所において、原告グエン・トウイ・Hと被告リー・ラン・H1は、リー・ビン・Kが残した土地の合計698.33平方メートルのうち、120平方メートルの土地をHに分割することに同意した。したがって、第一審裁判所及び控訴審裁判所が当事者らの意思を認めたのは、適法である（この内容について、最高人民検察院長官は異議申し立てをしなかった）。

[2] 財産評価について次のように認定した。2016年02月01日、控訴審裁判所がホーチミン市P郡M区N通り151B番地の住宅・土地を再評価したものの、原告に通知しなかったのは、違法であり、2004年民事訴訟法第92条2項（2011年に修正・補充）に違反した。しかし、監督審公判において、最高人民検察院の代表者が異議申し立てを取下げ、上記の財産評価につい

て検討するよう裁判合議体に提議しなかったため、裁判合議体は、検討しなかった。

[3] グエン・クアン・Dの労力の計算について、次のように認定した。1978年に、リー・ラン・H1が米国に行ったため、その以降グエン・ゴック・H2だけがホーチミン市P郡M区N通り151B番地の住宅に住んでいた。申告書によると、1982年以降、D（H2の甥）は、当該住宅にH2と同居しており、1985年以降、DとDの子供がその住所の戸籍に転籍している。1998年、H2は、米国に入国し、Dに当該住宅の管理・使用の委任状を作成した（1998年1月3日付けホーチミン市公証役場Aの認定がある委任契約書）。2007年、H2は、ベトナムに戻って定住している。ベトナムへの送還手続を行うためにH2を保証すると約束したのはDであった（2007年12月18日付けM区人民委員会の認証がある2007年12月17日付けDの約束状に基づく）。この時、H2は高齢であり、H1が1978年に出国し、誰もH2を扶養しなかったため、H2が死亡したときに、Dは、H2の葬儀を行った（H1の委任代理人も認めている）。

[4] このように、Dが上記の財産の管理、保存、保管とともに、H2の世話、扶養、埋葬にも尽力したと判断する根拠がある。しかし、裁判所では、当事者らの全員は、Dがホーチミン市P郡M区N通り151B番地の住宅を管理・使用していた際、カフェを運営して利益を得ていたと主張した（2000年7月31日付け個人事業世帯の事業登録証明書第1657/HKD号）。この場合、Dの財産保管労力やH2の世話、扶養、H2が死んだ際の埋葬にかかる金額を明らかにするとともに、カフェ事業による収入も明らかにし、Dの労力を確定する必要がある。しかし、第一審裁判所と控訴審裁判所は、上記の内容を明確にせず、合計698.33平方メートルの土地のうち120平方メートルをDに分割した（グエン・トゥイ・Hと同様の相続財産の一部に相当）のは根拠がなく、H1の権利に影響を及ぼした。

[5] リー・ラン・H1の相続分である現物のグエン・クアン・Dへの引渡しについて、次のように認定した。2013年土地法第186条3項に基づき、「土地使用权、住宅、土地に関連する他の財産所有権の相続をする全ての人は本条第1項に規定されるベトナムにおける居住地使用权に関連する住宅を購入できる対象に該当しない外国人又は海外定住ベトナム人である場合、相続人は土地使用权、住宅及び土地に関連する他の財産所有権の証書を給付されないが以下の規定に基づいて相続土地使用权の譲渡又は贈与ができる」。2013年土地法第186条4項に基づき、「相続人の中にベトナムにおいて土地使用权に定着する住宅を購入する対象者に該当しない海外定住ベトナム人がいる、その他の人は土地関連法令に基づく土地使用权の相続をする対象であるが相続をするそれぞれの人に土地使用权の相続を配分しない場合、相続人又は規則に従っ

て委任状を有する代表者は地政帳に更新するために土地登録機関において相続に関する書類を提出する。相続の配分を解決した後、土地使用権、住宅及び土地に関連する他の財産使用権の証書を交付される対象に該当する人に土地使用権、住宅及び土地に関連する他の財産所有権証書を給付する。ベトナムにおける土地使用権に定着する住宅を購入できる対象に該当しない海外定住ベトナム人については、相続分は本条第3項に従って解決される」。したがって、H1が土地使用権証明書を交付される対象に該当しないが、相続土地使用権の譲渡又は贈与ができる。この場合、第一審裁判所と控訴審裁判所が2013年土地法第186条に基づき、H1が土地使用権証明書を交付される対象に該当しないと判断し、面積485.33平方メートルの住宅・土地を含むH1の相続分のすべてをDに引き渡し、DがH1に土地使用権の価値と住宅建設の価値を15,822,058,210VNDを支払うと決定したのは違法である。他方、控訴審の時点で、2014年住宅法が施行されている。2014年住宅法第8条1項及び第2項b号に基づき、H1はベトナムで住宅を相続する条件を満たすとなった。法の変更により、控訴審裁判所は第一審判決を訂正し、H1の相続分に相当するすべての現物をH1に引き渡ししなければならない。

[6] このように、第一審の再審のために、扶養・世話、土地・住宅の保管という労力の分割に関する上記の控訴審民事判決の一部と第一審民事判決の一部を破棄するという最高人民検察院長官の異議申し立てを受け入れる必要がある。

上記の理由を踏まえ、

決定

民事訴訟法第337条2項、第343条3項及び第345条に基づき、

1. 2018年10月18日付け最高人民検察院長官の監督審異議申立て決定第06/QĐKNGĐT-VKS-DS号を受け入れる。

2. グエン・クアン・Dの120平方メートルに相当する財産の保存・保管労力の分割及びリー・ラン・H1の現物への取得に関する原告グエン・トウイ・Hと被告リー・ラン・H1との間の2016年4月21日付け在ホーチミン市高等人民裁判所の控訴審民事判決第71/2016/DS-PT号の一部及び2015年5月05日付けのホーチミン市人民裁判所の第一審民事判決第409/2015/DS-ST号の一部を破棄する。

3. 法律の規定に従い、第一審の手続きに従って再審理のために事件記録をホーチミン市人民裁判所に送付する。

判例の内容

“[5]…したがって、H1が土地権利證明書を交付される対象に該当しないが、相続土地権利の譲渡又は贈与ができる。この場合、第一審裁判所と控訴審裁判所が2013年土地法第186条に基づき、H1が土地権利證明書を交付される対象に該当しないと判断し、面積485.33平方メートルの住宅・土地を含むH1の相続分のすべてをDに引き渡し、DがH1に土地権利の価値と住宅建設の価値を15,822,058,210VNDを支払うと決定したのは違法である。他方、控訴審の時点で、2014年住宅法が施行されている。2014年住宅法第8条1項及び第2項b号に基づき、H1はベトナムで住宅を相続する条件を満たすとなった。法の変更により、控訴審裁判所は第一審判決を訂正し、H1の相続分に相当するすべての現物をH1に引き渡ししなければならない”